

議案第 173 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年（2015 年）11 月 11 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、附則第 14 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。